

# 山梨県公報

第千六百六十三号

平成十八年

五月八日

月 曜 日

## 目 次

土地改良事業計画の適当決定	三四三
県営土地改良事業計画の変更	三四三
公告	
平成十八年度調理師試験の実施	三四三
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	三四四
公共測量の実施	三四五
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	三四六
教育委員会	
落札者等の決定について(二件)	三四六

## 告 示

### 山梨県告示第二百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、南アルプス市長から協議のあった土地改良事業(甲西地区基盤整備促進事業)の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。  
平成十八年五月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 縦覧書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

#### 二 縦覧期間

平成十八年五月九日から同年六月五日まで

#### 三 縦覧場所

南アルプス市役所

#### 四 異議申出期間

平成十八年六月六日から同月二十日まで

### 山梨県告示第二百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(韮崎双葉地区畑地帯総合整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。  
平成十八年五月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成十八年五月九日から同年六月五日まで

#### 三 縦覧場所

甲斐市役所及び韮崎市役所

#### 四 異議申立期間

平成十八年六月六日から同月二十日まで

## 公 告

### ●平成十八年度調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、平成十八年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成十八年五月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 試験日時

平成十八年七月一日(土)午後一時から三時まで

#### 二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

#### 三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

1 食文化概論

- 2 衛生法規
  - 3 公衆衛生学
  - 4 栄養学
  - 5 食品学
  - 6 食品衛生学
  - 7 調理理論
  - 四 受験資格
 

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したものの
  - 五 受験願書受付期間
 

平成十八年五月十五日（月）から同月十九日（金）までの午前九時から午後四時までとする。
  - 六 受験願書提出場所
 

住所地を所管する保健所又は中北保健所峡北支所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。
  - 七 提出書類
    - 1 受験願書
    - 2 履歴書
    - 3 学校教育法第四十七条に規定する者であることを証する書類
    - 4 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において一年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の長又は営業主である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）
    - 5 写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであつて、大きさが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの）
    - 八 受験手数料
 

六千円（受験願書に六千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはりつけ、消印しないこと。）

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しない。
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお

り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十八年九月八日まで縦覧に供する。  
平成十八年五月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
河口湖ショッピングセンター事業協同組合 代表理事 宮下正彦	南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地
河口湖商業開発株式会社 代表取締役 中村明智	南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 

(一) 名称 河口湖ショッピングセンター  
(二) 所在地 南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地外
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社宝水産 代表取締役 長岩敏彦	神奈川県横浜市青葉町三丁目五十七番九号
	飯嶋潤	甲府市若松町五番二号
	有限会社藤野屋商店 代表取締役 小林博雄	南都留郡富士河口湖町船津九百七十一番地
	株式会社小麦ハウス 代表取締役 梶原聡	南都留郡富士河口湖町船津三千三百三十六番地
	株式会社リトルウッド 代表取締役 小林敏彦	南都留郡富士河口湖町小立六十七番地
	有限会社ファミリীগーデ	静岡県御殿場市東田中四百

洋	代表取締役 長谷川隆	八十二番地の九
有限会社大黒屋商店	代表	南都留郡富士河口湖町船津
取締役 中村一信		三千七百七十四番地
株式会社アスコット	代表	兵庫県姫路市大津区大津町
取締役 土居秀雄		一丁目十六番地の八十三
有限会社靴のフジノヤ	代	南都留郡富士河口湖町船津
表取締役 中沼繁紀		八百三十七番地
有限会社ユーキ	代表取締役	南都留郡山中湖村山中八百
役 高村美寿子		六十五番地の百六
株式会社セイビドー	代表	甲府市丸の内一丁目十五番
取締役 輿石丈夫		八号
株式会社遠藤自動車	代表	南都留郡富士河口湖町船津
取締役 遠藤貫二		六千八百四十番地
株式会社ギャップ	代表取	東京都板橋区徳丸三丁目一
締役 高野清志		番二十三号
野田田鶴子		甲府市富士見二丁目九番七
号		
有限会社エヌアンドケー		富士吉田市上吉田三丁目十
代表取締役 渡辺邦彦		四番五号
株式会社山北	代表取締役	南都留郡富士河口湖町小立
渡辺自康		二百十八番地
株式会社ジュノン	代表取	南都留郡富士河口湖町船津
締役 宮下正彦		四千五十三番地一
渡辺美代		南都留郡富士河口湖町小立

五百三十二番地	有限会社マリア	代表取締	富士吉田市下吉田七十三番
地	役 三枝永子		
南都留郡富士河口湖町船津	有限会社サムスポーツ	代	南都留郡富士河口湖町船津
千八十六番地一	表取締役 渡辺進		千八十六番地一
南都留郡西桂町小沼千八百	有限会社美美楽楽	代表取	南都留郡西桂町小沼千八百
十五番地	締役 渡辺速		十五番地
南都留郡富士河口湖町小立	相沢章司		南都留郡富士河口湖町小立
八十三番地			八十三番地
南都留郡富士河口湖町船津	有限会社アグサス	代表取	南都留郡富士河口湖町船津
六千八百二十六番地	締役 流石ゆき子		六千八百二十六番地
甲府市住吉三丁目十八番十	株式会社アライ	代表取締	甲府市住吉三丁目十八番十
一号	役 新井旭		一号
南都留郡富士河口湖町船津	登り坂ホテル株式会社	代	南都留郡富士河口湖町船津
七百八十七番地	表取締役 渡辺一義		七百八十七番地
南都留郡富士河口湖町船津	河口湖商業開発株式会社		南都留郡富士河口湖町船津
二千九百八十六番地	代表取締役 中村明智		二千九百八十六番地
東京都葛飾区青戸五丁目三	株式会社グルメンティ関東		東京都葛飾区青戸五丁目三
番一号	代表取締役 小嶋弘義		番一号

3 変更の年月日

平成十八年四月一日

三 届出年月日

平成十八年四月十七日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十八年四月二十一日付けで国土交通大臣から次のとおり公共

測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年五月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 公共測量(街区基準点測量及び街区点測量)
- 二 作業期間 平成十八年五月一日から平成十九年三月三十日まで
- 三 作業地域 大月市及び中央市

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十八年五月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
甲州市塩山下塩後字蓮台原五三八の一、五三八の二、五三八の三、五三九の一、五三九の二、五三九の三、五四〇の一、五四〇の二、五四三の一、五四三の二、五四三の三、五四三の四、五四三の五、五四三の一〇、五四三の一〇、五四六の一、五四六の二、五四六の三、五四七の一、五四七の二、五四七の三、五四七の四、五四七の五、五四七の一及び五六〇の一並びに字渋沢八三八の一、八三八の二、八三九の一、八三九の二、八三九の三及び八三九の四の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
水路	

(「」次の「」は、省略し、その図面及び関係書類を峽東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市長松寺町五百六十五番地三 有限会社ダイヤ商事 代表取締役 功刀陽子

教育委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

シユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成十八年五月八日

山梨県立美術館副館長 清水勝男

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県立美術館清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立美術館総務課 山梨県甲府市貢川一丁目四番二十七号

三 落札者を決定した日

平成十八年三月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

甲府ビルサービス株式会社 山梨県甲府市池田一丁目五番九号

五 落札金額

三千百六十八万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十八年二月九日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成十八年五月八日

山梨県立文学館副館長 加藤正彦

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県立文学館・公園清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立文学館総務課 山梨県甲府市貢川一丁目五番二十五号

三 落札者を決定した日

平成十八年三月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社アサヒ総合サービス 山梨県甲府市中小河原一丁目十一番十号

五 落札金額

三千三百四十九万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十八年二月九日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番